

# 市議会かわらばん

(連絡先)  
米子市政研究会  
米子市内町 53  
TEL(0859)33-6475  
FAX(0859)23-0268

ご意見をお寄せ下さい

(ホームページ) <http://nakagawakensaku.sakura.ne.jp/> (メールアドレス) [nakagawa@sanmedia.or.jp](mailto:nakagawa@sanmedia.or.jp)

## 福島を訪問しました

十一月二十五〜二十七日、静岡県の議員と市民が企画した被災地の保育所に安全な食べ物を届けるツアーに同行させてもらい、福島県を訪れました。事故後八カ月以上経つのに放射能汚染は深刻でした。

### 福島市内の高い放射線量

一般の人の立ち入りが厳しく制限されている放射線管理区域の二倍近い放射線量の中、避難区域に指定されていないので、市民が普通のように生活をしていきます。人々に被曝を強いている国の行為は、まさに犯罪です。

福島市民放射能測定室で話を伺いました。原発事故がなかったかのように市民の気が緩んでいるので、今後、食べ物による被曝が心配とのことでした。

### 全村避難の飯館村を訪問

飯館村は原発から五十km

も離れていますが、風によって大量の放射能が飛散し、全村が避難区域に指定されています。六一〇〇人の村民が避難し、役場も福島市内に全面移転しています。そこで、菅野典雄村長に話を伺うことができました。

「若い人に戻れとはいえない。村の復興計画ではなく、一人ひとりの復興計画を考えねばならないと思っている」。地図上の村が消えてなくなるかもわからない状況下、村人のつながりをどう維持するのか、原発事故は本当に残酷な試練を与えています。

福島市と南相馬市を往復



飯館村・菅野村長と面談

するために飯館村を通りました。街灯や信号機は点灯しているのに集落は真っ暗で、まさに「ゴーストタウン」でした。

### 保育所に安全な食品を届ける

南相馬市といわき市の保育所を訪ねました。無農薬の静岡みかん、じゃがいも、ブロッコリーなどの野菜、富士山の水などを届けると、安心して給食に使えるところと大変喜ばれました。

「今まで五回除染したが、周辺の林から放射能が下りてくるので、除染してもまた数値が上がる」、「給食食材に福島県産は今後使わない方針。県外からのものもきれいに水洗いし、湯を通している」など、子どもたちを守るための苦労話を伺いました。

### すべての原発を廃炉に

マスコミ報道は少なくなっていますが、子どもたちを守るための取り組みなど、今後も長期にわたって、地

元では放射能汚染と向き合っていないかなければなりません。私たちは無関心であってはならない、現地の方々と関わり続けなければならぬというのを、本当に強く思いました。

そして、今後何十年、何百年にもわたって放射能をなくすことは不可能であり、人間の力では制御できない技術である原子力発電所は一日も早くやめなければならぬと、あらためて肝に銘じました。



「市議会かわらばん」は、中川健作(無所属市民派)の議会報告です。年4回、定例市議会(3、6、9、12月)終了後に発行しています。毎号御希望の方には無料で郵送していただけます。ご連絡下さい。また、内容についてのご意見、市政への提言等お寄せ下さい。出前市政報告会も行っています。少人数でもお申し込み下さい。

## 十二月議会報告

## 各個質問

## 原発問題で集中質問



## 立地自治体並みの安全協定を求め

島根原発で福島と同じような事故が起これば、米子市は住めなくなる恐れがあることが明らかになりました。しかし、島根原発の運転や再稼働に対して米子市には発言権がありません。

米子市はこれまで、中国電力に対して原発安全協定の締結を求めてきましたが、中国電力は頑なに拒否。福島原発事故後に国が防災計画の範囲を見直そうとしている情勢を受け、鳥取県・米子市・境港市との協定締結を受け入れました。しかし、運転の事前了解や運転停止を求める権限などは認めようとしません。

それに対して平井鳥取県知事は、年末までの協定締結を強引に進めようとしま

した。市長も「中電が米子市等の意見に誠意をもって対応すると言っているの」で、松江市並みに近づいた」として、平井知事に歩調を合わせることを表明。

しかし、米子市が再稼働を認めないと言っても、松江市が同意すれば、同意権のある松江の意見が優先されることは明らかです。この点について質すと、「相違があっても、米子市の意見も尊重されるものと思う」という、訳のわからない市長の答弁でした。年間を通して西風が多いこの地方では、放射能被害は米子市の方が深刻かもわかりませ

協定締結を電力会社に対して働きかけています。鳥取県や米子市が不十分な協定を締結してしまえば、各地の交渉の足を引っ張ることにもなりません。拙速に協定を締結しないように求めましたが、残念ながら、年末に不十分な協定が締結されてしまいました。これからも、改定を求めていきます。

## 住民避難計画は役に立たない

十一月十一日に「島根原子力発電所事故に係る鳥取県住民避難計画（暫定）草案」が発表されました。そこで、問題点について質しました。

まず、避難区域を三十kmに限っていることについて。福島原発事故では、飯館村は計画的避難区域に指定され、



拙速な協定締結に抗議（市役所前）

五十km離れた場所まで全村避難しています。五十km圏内には米子市、境港市、伯耆町、南部町の全部、大山町の一部が入ります。避難させるのであれば五十km圏内全部を対象に計画すべきです。「もつともなことなので、県とも相談する」との答弁でした。

次に、放射能到達時間について。鳥取大学医学部栗政先生の島根原発事故シミュレーションによると、風速3mの西風が吹いているときは米子市には約三時間後に放射能が到達し、その後大山にぶつかり、山沿いにホットスポットができやすいとのこと。計画では、初日は屋内退避、二日目は二十km圏内が避難、三日目は二十一二十五km圏内が避難、四日目に三十km圏内が避難となっています。放射能を浴びる危険性があるのに、誰が四日間もおとなしく待っているのでしょうか。福島でも多くの人々が事故後すぐに避難しています。非現実的な計画であることを指摘しました。これについても「再検討する必

要がある」との答弁でした。

## 国任せの野坂市長

飯館村では村民が帰村できない可能性があることを述べ、計画をつくるのであれば、避難した米子市民が帰れないことも想定した計画にすべきであるが、市長は帰れないという現実を引き受けることができるのかと質問しました。

市長は、「帰れないということも市民に求める苦しい立場に耐えなければならぬ」と思っている」と、とんでもない答弁をしました。米子市民をそのような目に合わせないために島根原発は廃炉にすべきと、何故言えないのでしょうか。「原発に対する国の方針が決まっていけないので」と繰り返すだけの野坂市長。全国では、「原発をやめて再生可能エネルギーに転換すべき」、「原発再稼働は認められない」と発言する自治体首長が増えつつあります。住民の生命・財産を守るためには、国に従っているだけではダメです。

## 「全国政策研究会in米子」 全国から300名が参加

昨年八月、米子コンベンションセンターで、自治体議員政策情報センター主催による「三・一」を経て地方をどうしていくのか！〜人口最少エリア鳥取・島根から社会像を問い直す〜と題する全国政策研究会が開催されました。著名な講師陣とテーマに魅かれ、北海道から鹿児島まで全国各地から約三〇〇名の議員と市民が参加し、大盛況でした。大会に向けて地元実行委員会をつくり、実行委員長を中川が担い、講師の依頼、参加申し込みの受付など、忙しい半年間でした。

### 講演『地方自治と議会』

・片山善博総務大臣

講演『消費者行政から見えてくる地方自治の課題』

### 治の課題

・福嶋浩彦消費者庁長官

講演『原発に頼らない社会へ』

### エネルギーの地産地消

・山下紀明環境エネルギー政策研究所

### 分科会

・「女性への暴力防止」

・「地域からのエネルギー政策」と原発防災計画

画

・「自治体議会・議員の役割」



## 人権侵害の恐れのある暴力団排除条例に反対

提案された米子市暴力団排除条例は、「暴力団の排除に関して市や市民などの役割を明らかにし、安全で平穏な市民生活の確保等を目的」とするといふものです。

「市民等の役割」として、暴力団との密接な交際（友人・知人等として会食、スポーツ等とともにするなど）をしないように努めると定めています。私の議案質疑に対して、「地域での自治会活動、PTA、同窓会出席まで排除しない」と答弁しましたが、明示されていません。市民が暴力団員個人との関わりに過剰に反応し、暴力団員個人の人権侵害につながる恐れがあります。

また、「事業者はその行う事業に関し、暴力団との一切の関係を遮断するよう努めるもの」としていますが、犯罪者の更生、再犯防止のため活動している保護司や関係機関からは、懸念の声が上がっています。すなわち、社会復帰をめざす元暴力団員を積極的に雇用している更生保護協力事業主には建設、土木関連会社も多く、これらの会社が市の入札において不利益を受ける可能性もあることから、最悪、協力事業主の辞退にもつながり、更生保護活動にとって、多大な支障と打撃になるといふものです。人権に関わる条例制定については、解釈や運用による拡大適用の余地のない明確さと厳密さが重要です。拙速な条例制定に反対し、再検討を求めました。

## 賛否が分かれた主な議案・陳情に対する全議員の賛否一覧(9・12月議会)

- ①市議会議場に国旗及び市旗を掲げる決議（19：9で可決）
- ②旧自治基本条例検討委員との意見交換会などの機会を求める陳情（3：25で不採択）
- ③米子市暴力団排除条例の制定について（26：2で可決）
- ④島根原発1・2号機の定期点検後の再稼働見合せと3号機の建設凍結を求める陳情（8：20で不採択）

会派	氏名	①	②	③	④	会派	氏名	①	②	③	④	会派	氏名	①	②	③	④
蒼生会	岩崎 康朗	○	×	○	×	公明党	原 紀子	×	×	○	×	共産党	岡村 英治	×	×	○	○
〃	尾沢 三夫	○	×	○	×	〃	安木 達哉	×	×	○	×	〃	松本 松子	×	×	○	○
〃	竹内 英二	○	×	○	×	〃	安田 篤	×	×	○	×	〃	石橋 佳枝	×	×	○	○
〃	野坂 道明	○	×	○	×	よなご会議	国頭 靖	○	×	○	○	一院クラブ	遠藤 通	○	×	○	×
〃	藤尾 信之	○	×	○	×	〃	小林 重喜	○	×	○	×	市民派	中川 健作	×	○	×	○
〃	松田 正	○	×	○	×	〃	松井 義夫	○	×	○	×	仁	中田 利幸	○	×	○	×
〃	湯浅 敏雄	○	×	○	×	〃	矢倉 強	○	×	○	×	ムスカリ	門脇 邦子	×	○	×	○
〃	渡辺 穰爾	○	×	○	×	〃	伊藤ひろえ	○	×	○	○	コモンズ	杉谷第士郎	○	○	○	×
〃	渡辺 照夫	議 長				〃	稲田 清	○	×	○	×	虹	山川 智帆	○	×	○	○
公明党	笠谷 悦子	×	×	○	×	〃	西川 章三	○	×	○	×						

# 6月議会報告

## 各個質問

### 市民自治基本条例について



平成二十年四月に全員公募の二十四人の委員による米子市民自治基本条例検討委員会が設置され、二年間かけて素案がつくられました。それから一年四カ月後の八月に市の原案が示されましたが、旧検討委員の多くは、原案は素案とかけ離れ、自分たちは利用されただけだと、市の姿勢を批判しています。そして、市に対して意見交換会開催を要望していますが、市は意見交換会に応じようとしていません。そこで、市長に対して、応じるように求めました。

市長は、「検討委員会の意見は素案としてもらっているの意見交換会はしない」の一点張り。自治基本条例原案で「市民に対して情報提供に努める、説明責任に努める、そのことによ

等を書いた議会条項を削除。  
●素案では住民投票制度をつくることになっていたが、削除。

全般的に見て、今回の原案は市民のための条例ではなく、行政のための条例になっていきます。どの自治体の条例でも、まず市民の自由と権利がうたつてあるのに、米子市の原案ではいきなり「市民の責務」が出てきます。全体を通して、行政が参加を保障してやる、行政が自治の仕組みをつくるってやるというふうな、上から目線の条例案です。

以上のような原案の問題点を指摘し、拙速に制定するのではなく、旧検討委員も含めて時間をかけて議論することを求めました。



10/26 中電松江支店前座り込みで

### 議員報酬会計報告 (2011年7~12月)

(収 入)	
前月からの繰越	-140,898
報酬 (44万円×6ヶ月)	2,640,000
期末手当	924,000
年末調整還付金	147,758
カンパ	5,000
合 計	3,575,860

(支 出)	
所得税	246,240
市県民税 (2~4期)	231,000
国保料	337,000
かわらばん送料	92,324
かわらばん紙、インク等	69,850
資料代	18,780
活動費 (事務所維持費等)	407,756
中川生活費 (25万×6ヶ月+一時金50万)	2,000,000
次月繰越金	172,910
合 計	3,575,860

### 市議会議場への国旗掲揚決議に反対

最終日に、「米子市議会議場に国旗及び市旗を掲げる決議」が議員提案されました。私は次のような趣旨の反対討論をしました。賛成多数で可決されました。

社会の閉塞感が増す中で、愛国心の強要、全体主義の蔓延の気配が強まっていることに危機感を覚える。国会では、国旗への最敬礼をしなかった議員に対して執拗な批判が行われ、天皇を遠くから携帯電話で撮影したことが、「不敬罪」であるかのような攻撃がさされている。東日本大震災をうけて、「日本は一つ」というスローガンの下に、放射能汚染の実態を指摘する良

心的学者に対して、「不安をおおるな」というパッシングも強まっている。

あらゆることについて、何者にも束縛されず、自由に議論することが使命である。議場に日の丸を掲揚し、愛国心や一体化などの価値観を押し付けるようなことがあってはならない。議会の自殺行為である。政治に携わるものは、時代の潮流に鈍感であってはならない。自由を制約する恐れのあるものに対して、常に研ぎ澄ました感性で臨まねばならない。議会人としての良識において、議場への国旗掲揚に反対することを訴える。